

川崎市総合計画における政策評価制度

進行管理・評価の実施根拠・目的

自治基本条例第17条に基づき、総合計画の着実な実行と進行管理を行うとともに、行政運営の成果を市民に明らかにするため、**施策、事務事業**において評価を実施する

川崎市自治基本条例（抜粋）

（評価）

第17条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を行い、第15条第1項の総合的な計画の着実な実行と進行管理を行うとともに、**施策、事業等の成果を市民に明らかにするため、評価を実施します。**
2 評価の**指標等**は市民の視点に立脚したものとし、**評価の結果は市民にとって分かりやすいもの**とします。
3 市長等は、**前項の評価の結果を公表するとともに、施策、事業等に適切に反映させます。**

川崎市総合計画における評価の考え方

- (1) どのように施策等を展開すれば、より効果的な成果が得られるかについて、**内部・外部**の視点で評価を実施する
- (2) 庁内の主要課題調整や予算編成、日々の業務改善など様々な場面を通じて、**進行管理・評価**における**PDCAサイクル**を実現する
- (3) 業務の見直し等の結果や取組による成果など、客観的な情報を的確に**評価シートに記録**し、**内部評価に加え、市民目線・専門的視点**で**外部評価**を実施することで、**翌年度以降の取組や次期計画等**に**着実に反映**する

目的達成のための手法

①

市の取組の効果を表す
成果指標を設定

②

PDCAサイクル実現に向け
成果指標を活用した
効率的・効果的な
進行管理・評価

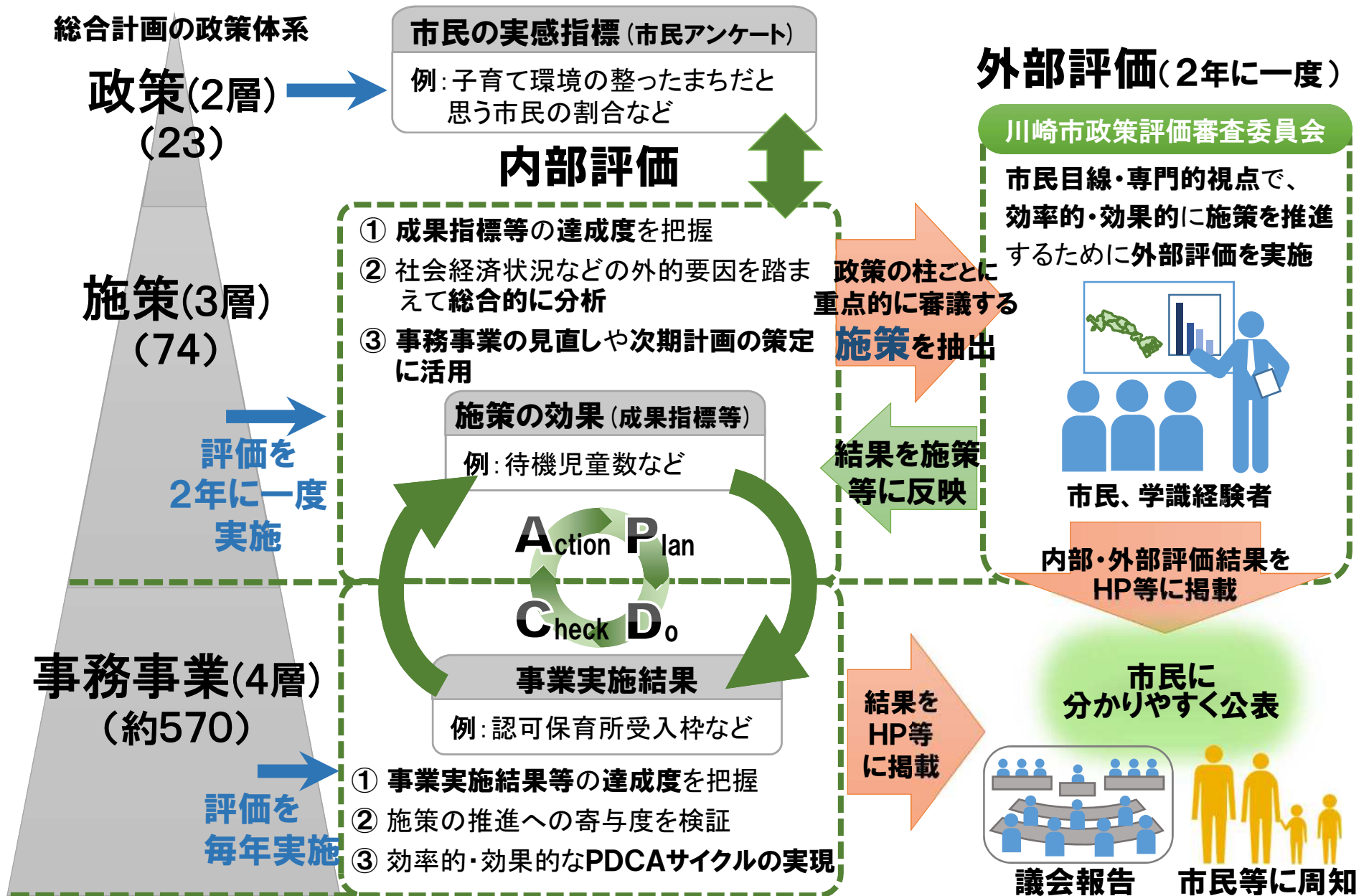
③

内部評価結果における
**庁内の
組織的なチェック**

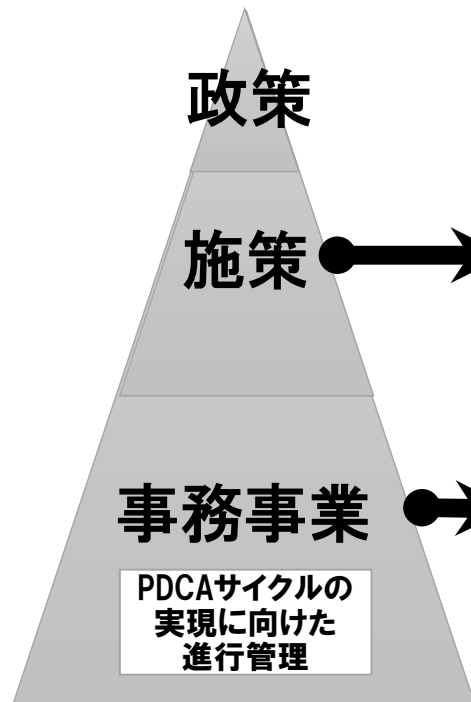
④

より効果的に施策を
推進するため
市民目線・専門的視点に
よる**外部評価**を実施

川崎市総合計画における評価制度(全体イメージ)



効率的・効果的な内部評価の実施

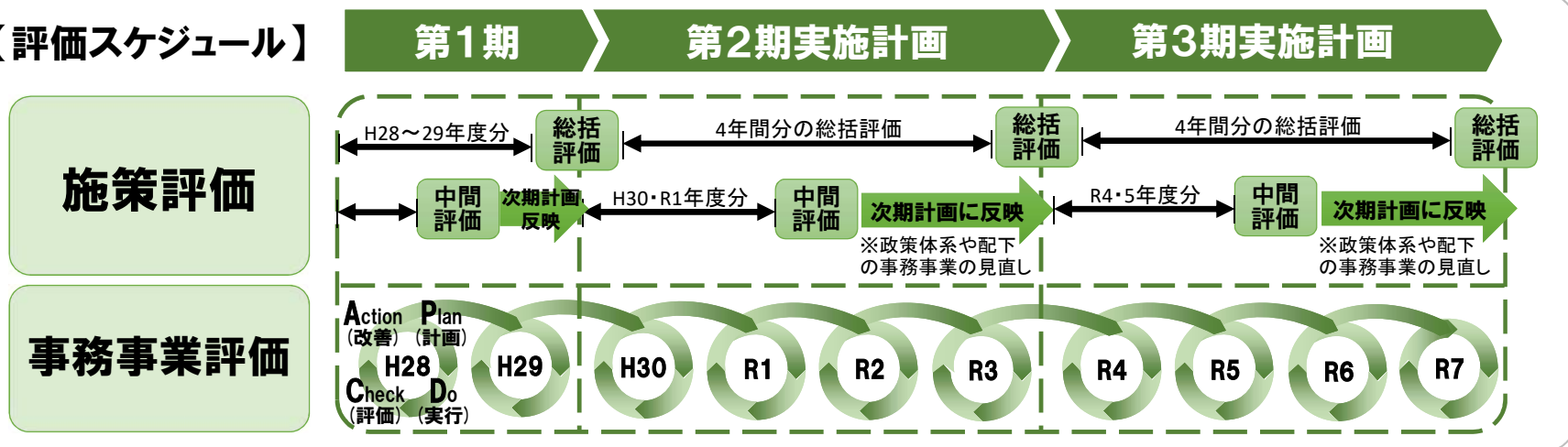


施策・事務事業の進行管理・評価の特徴

- (1) 「**施策評価**」は、**中長期的な視点で評価**することで、より効果的な評価結果を得られるため、実施計画の中間評価・総括評価として**2年毎に実施し、適切な事業等の見直しや次期計画の策定につなげる**
- (2) 施策にアウトカムを中心とした「**成果指標**」を設定し、**達成状況、成果、課題**等を市民に分かりやすく説明していく

- (1) 「**事務事業評価**」は、**毎年実施**する
- (2) 政策体系に位置づく事務事業は、**上位施策の成果**を意識して事業を推進し、**PDCAサイクルの着実な実現**につなげるよう、**進行管理**を実施する

【評価スケジュール】



内部評価結果の確認プロセス

- ✓ 内部評価を決定していく過程で、施策・事務事業の所管課で判断した評価結果に、**局区(1次確認)**及び**全庁的な視点による確認(2次確認)**を加えることにより、内部評価結果の透明性を高める
- ✓ 組織的な点検力を向上させるため、政策評価に関する**職員向けの研修**を実施

1次確認

- ✓ 総合計画策定の推進を目的に設置した「**局(本部)室区本部会議**」等を活用した確認
- 所管課で行った施策・事務事業の**評価結果が妥当であるかを確認**
- 特に**標準的な評価結果以外の評価については留意**する

【局(本部)室区本部会議の構成メンバー】
局(本部)室区長、部長(級)、企画課長

※評価確認のチェックポイント(企画調整課作成)を活用。

2次確認

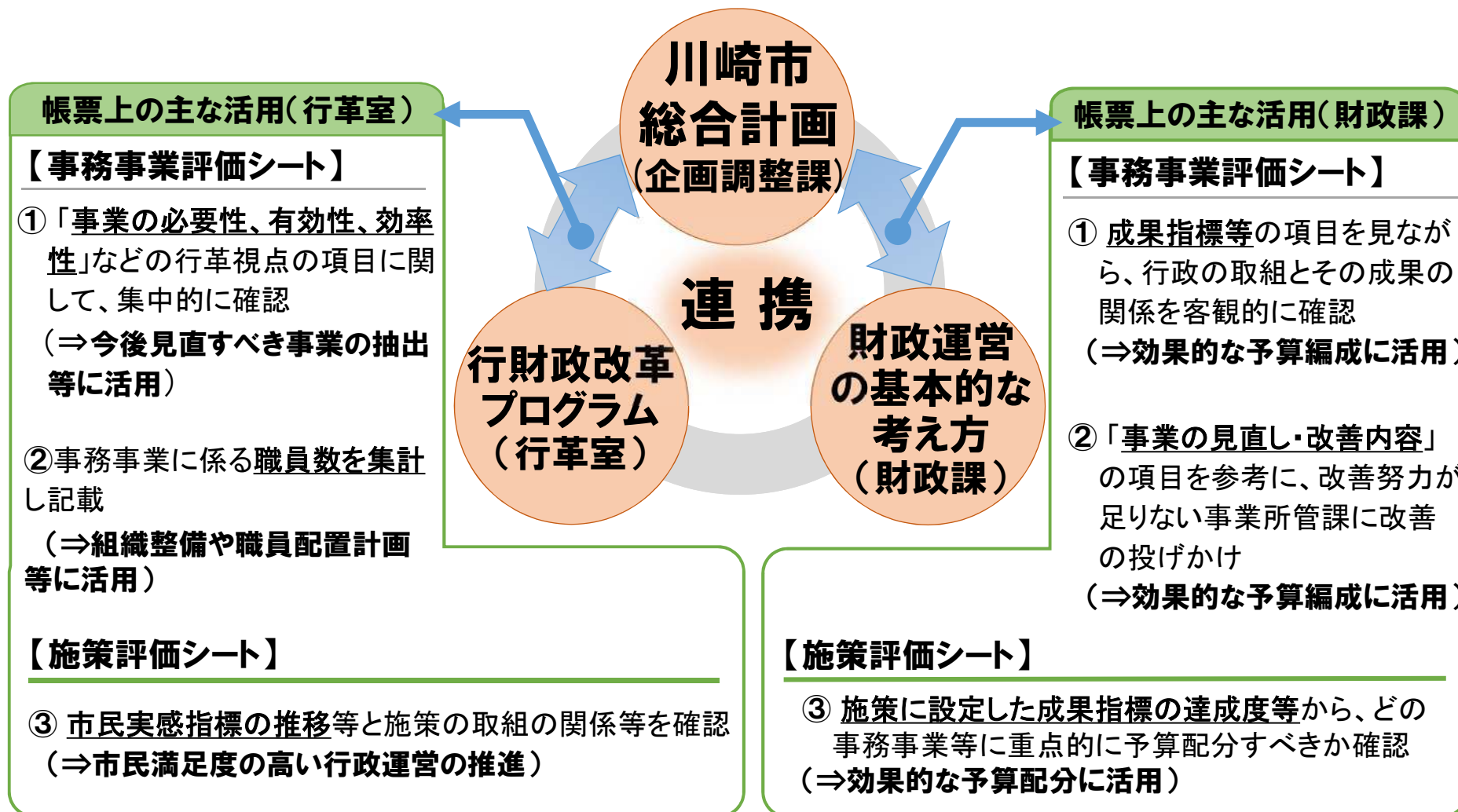
- ✓ **全庁的な視点による調整**
 - 各局区で行った施策・事務事業の評価結果が、**全庁的な視点から妥当であるか**、分野別計画等と整合性が保てているかなど、総合計画を所管する**企画調整課が中心**となり、**財政・行革部局と連携**しながら**総合的に確認**し、各局企画主管課と協議・調整を行う
 - **標準的な評価結果以外の評価については、重点的に確認**する

最終確認

- ✓ **総合計画策定推進本部会議による最終確認**
 - 各段階における確認を経た後、最終的に**総合計画策定推進本部会議で承認**

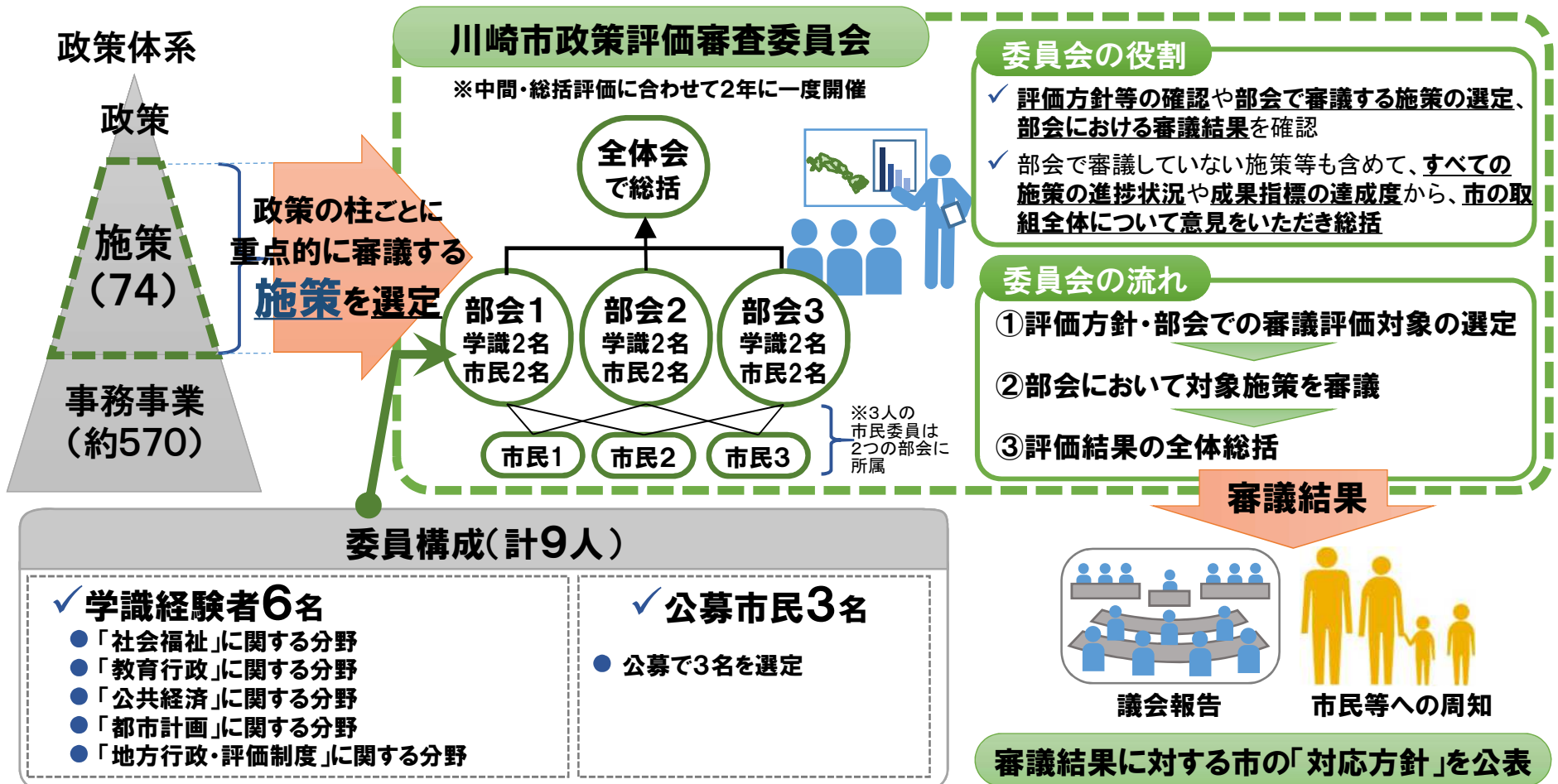
的確に評価シートに取組結果を記載し、各局(本部)室区が主体的・効果的にPDCAを回して、市民や議会への説明責任を果たしていく必要がある。

✓ 「事務事業評価等及び施策評価に関する実施要綱」第4条の規定に基づき、
財政・行革部局と連携して「事務事業・施策評価結果」を活用していく



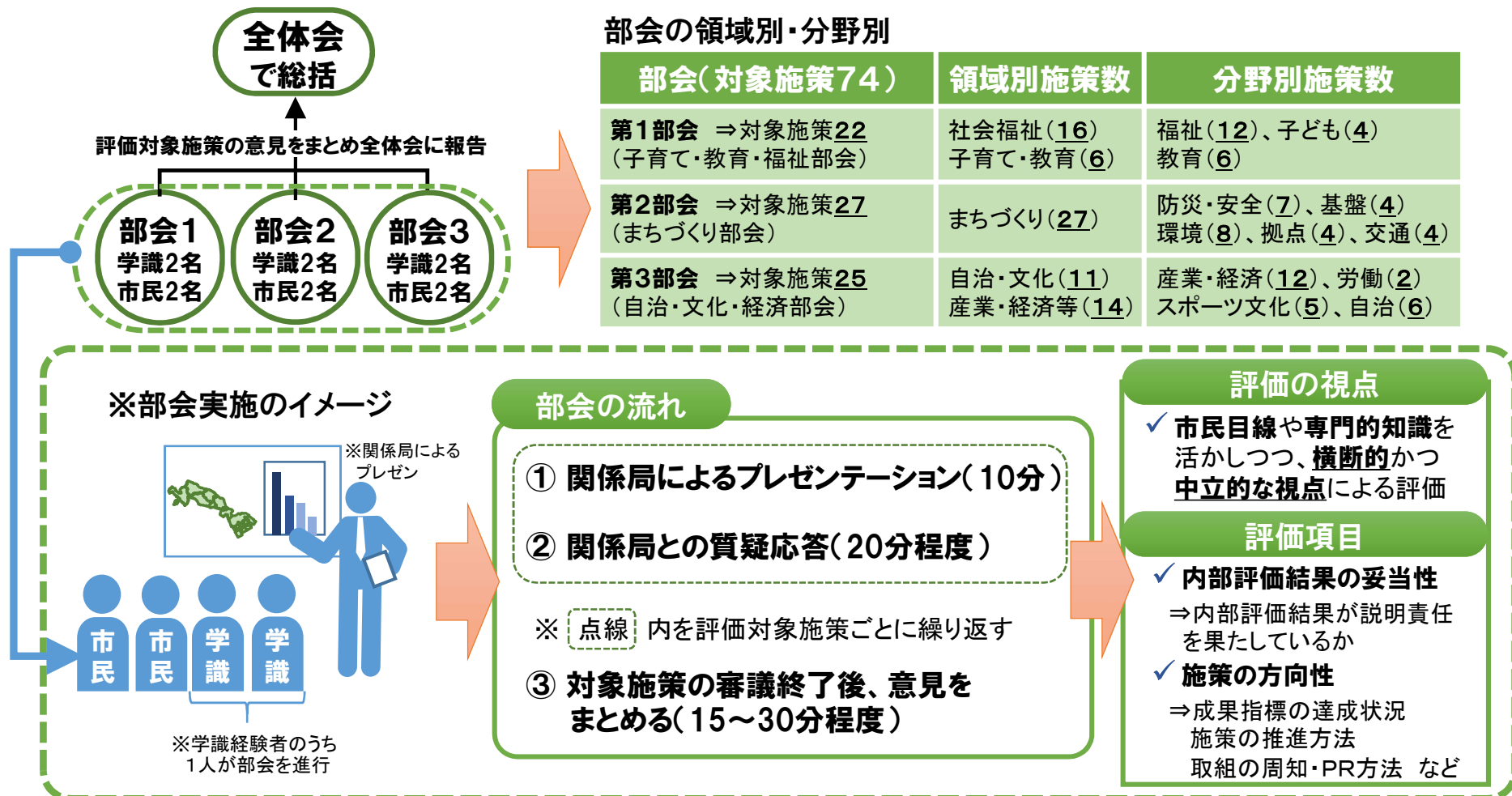
川崎市政策評価審査委員会

- (1) 総合計画における重要な政策等の評価に関して調査審議するため、「川崎市政策評価審査委員会」を附属機関として設置し、学識経験者の専門的視点や市民目線による評価を実施し、より効果的に施策を推進していく
- (2) 外部評価の対象施策は、選定基準に基づき政策の柱ごとに選定し、領域別に分けた部会の中で、施策の説明を十分に行い、市の取組を重点的に審議する
- (3) 委員会の附帯意見について、市の対応方針を作成・公表し、今後の取組改善や次期計画に活用していく



外部評価における部会の役割と進め方

- (1) 選定した各施策を重点的に審議するため、以下の領域別に分けた部会を設置し、選定した施策を重点的に審議する
- (2) 部会を構成する委員は、学識経験者2名と市民公募委員2名の計4名の体制で行う
- (3) 部会の審議終了後、意見をとりまとめ、全体会に報告する（進行は学識経験者）



委員会のスケジュール

- (1) 外部評価については、**令和5年度**に委員会を2回開催し、**評価方針等の確認と部会での審議対象施策を選定**するとともに、**令和6年度**から、**部会**で対象施策の**重点的な審議**を行い、令和6年7月を目途に委員会としての意見をまとめる
- (2) **内部・外部評価の結果**については、**令和7年度の予算編成や組織整備・職員配置計画等**に活用していく

